

令和5年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

制度改正により、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が一部変わります。令和5年度の税率などは、別表1・2のとおりです。

詳しくは、**本**保険年金課(☎2429)へ。

国民健康保険税

①中低所得者の負担軽減を図ることを目的に、高所得者に応分の負担を求めるため、課税限度額を2万円引き上げました

②低所得者の負担軽減を目的に、一定の所得以下の世帯は、均等割と平等割が軽減されています。この軽減対象となる所得の基準について、範囲を拡大しました

後期高齢者医療保険料

低所得者の負担軽減を目的に、一定の所得以下の世帯は、均等割が軽減されています。この軽減対象となる所得の基準について、範囲を拡大しました。

詳しくは、7月中旬に発送する令和5年度の納税通知書で確認してください。

(別表1) 令和5年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

区分	国民健康保険税			後期高齢者医療保険料
	医療分	支援金分	介護分(40~64歳)	
所得割	7.7%	2.7%	2.1%	8.89%
均等割	2万6千円	9千円	1万円	4万5,700円
平等割	2万4千円	9千円	7千円	-
課税(賦課)限度額	65万円	22万円(20万円)	17万円	66万円

※前年度から変更がある項目は、かっこ書きが変更前の値
 ※所得割は、前年の所得から基礎控除(43万円)を差し引いた額に税率を乗じて算出します。なお、所得割の計算においては、所得税等における扶養控除などの所得控除は適用されません
 ※均等割は、1人当たり(人数)に応じて算出します
 ※平等割は、加入世帯ごとに定額で算出します(後期高齢者医療はかかりません)

(別表2) 軽減割合と軽減を判定する所得基準

軽減割合	世帯主と被保険者の前年所得の合計
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	基礎控除額(43万円)+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	基礎控除額(43万円)+53万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※「10万円×(給与所得者等の数-1)」の部分は、給与所得者等の数が2人以上の場合のみ計算します。給与所得者等の数は、同一世帯の被保険者と世帯主のうち、給与収入が55万円超の人または公的年金等の支給額が65歳未満は60万円超の人、65歳以上は125万円超の人の合計人数になります

スマートフォンサポーター窓口 5・6月の開催日のご案内

スマートフォンを使い方について不安がある人に、市職員が操作方法などをサポートします。

とき 5月16日(火)・30日(火)、6月13日(火)・27日(火)の計4日間・各日午前9時~正午の間で1人30分程度

ところ 市役所本庁・北庁舎
 定員 各時間1人(先着順)
 申込期間 5月9日(火)~参加希望日の前日
 申込方法 電話で氏名、住所、電話番号(日中連絡がつ

くもの、参加を希望する日時をDX・行政管理課へ
 詳しくは、**本**DX・行政管理課(☎8414)へ。



税金などの納め忘れはありませんか? 過年度分の納付は5月31日(水)までに

令和4年度以前の税金など(市県民税・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)の納め忘れ

がないか確認してください。納め忘れがある場合は、金融機関やコンビニエンスストアなどで、5月31日(水)までに納めてください。

なお、納付書を紛失してしまった場合は、納税課または各行政センターで納めてください。

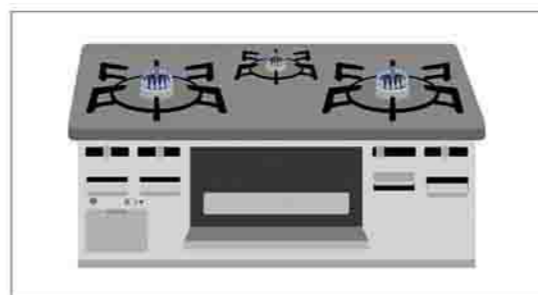
詳しくは、**本**納税課(☎2390)へ。



高齢者世帯のコンロ買い換え費用を助成します

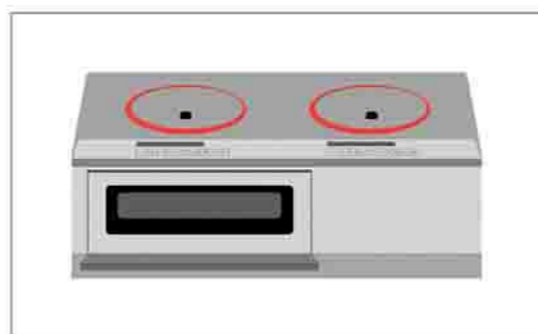
高齢者世帯の火災予防対策として、Siセンサーコンロ(図1)やIH調理器(図2)の導入は有効です。市は、旧式のコンロからSiセンサーコンロへの買い換え、またはコンロからIH調理器への買い換えに伴う購入費と設置費用を補助します。

(図1) Siセンサーコンロ



Siセンサーコンロは、全口のコンロバーナーに調理油過熱防止装置・立ち消え安全装置などの安全機能を有するコンロです。

(図2) IH調理器



IH調理器は、磁力で鍋自体を発熱させる方式の、火を使わない調理器具です。

対象外となります
補助対象経費 次の①と②の両方の条件を満たすSiセンサーコンロまたはIH調理器の購入費用および設置費用
①令和5年度中に購入し、設置するもの
②現に居住する住宅で引き続き使用するもの
※1世帯1台限り
補助金額 SiセンサーコンロまたはIH調理器の購入・設置費用の2分の1以内(上限10万円)
※1000円未満の端数は切り捨て
申請方法 申請書に必要事項を記入し、次の①②③を添付して、高齢者安心課へ①領収書の写し
②SiセンサーコンロまたはIH調理器の設置前後の状況が確認できる写真
③振込口座の通帳の写し
申請開始日 6月1日(木)
※予算額に達した時点で受け付けを終了します
詳しくは、本高齢者安心課(☎2257)へ。

店舗のバリアフリー改装などの費用を補助します

市は「共生社会実現のまち 渋川市」を推進し、障害のある人や外国人等、誰もが利用しやすい店づくりを実現することを旨として、店舗のバリアフリー改装などの費用の一部を補助します。

対象 市内で小売業・飲食業・生活関連サービス業を来客型店舗で営み、店舗改装後も事業の継続が確実な小規模事業者
※そのほかに、交付申請までに渋川商工会議所またはしぶかわ商工会が行う経営相談を受けているなどの要件があります
助成内容 段差解消や多機能トイレ設置工事等、共生社会の実現に向けた店舗などの改装にかかる費用の2分の1以内(上限30万円)
※工事着工前に申請が必要です
※予算額を超えた場合は抽選
申込期間 6月1日(木)~21日(水)午前8時30分~午後5時15分
詳しくは、商工振興課(☎22596)へ。

中小企業者の皆さんへ

夏季の運転資金に「季節資金」を

夏季の資金需要期の運転資金として、「中小企業季節資金」の融資を実施します。融資限度額 1000万円以内
融資利率 1.8%以内(信用保証付は1.6%以内)
融資期間 6カ月以内
対象 登記上、市内に店舗・工場・事業所があり、1年以

上同一の事業を営み、市税を完納している中小企業者
※その他の条件があります
取扱金融機関・申込先 市内の銀行・信用金庫・信用組合
取扱期間 5月1日~8月31日(木)
※金融機関の休業日を除く
詳しくは、商工振興課(☎22596)へ。

地域包括支援センターの運営を委託する法人を募集

市は、令和6年度から9年度まで市内の地域包括支援センターの運営業務を委託する法人を公募します。詳しくは、本高齢者安心課(☎22179)へ。

応募資格

次の全てに該当する法人です。
▽包括的支援事業を適切、公正、中立で効率的に実施できる
▽医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人などである



▽令和5年4月1日現在、市内において1年以上介護保険サービスを提供している(福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く)
▽応募する圏域にセンターを設置できる
※詳細は、5月26日(金)から

公募内容についての説明会

とき 6月5日(月)午後1時30分から
ところ 市役所本庁舎
参加人数 1法人2人まで
持ち物 市ホームページから印刷した公募要項
申込方法 法人名、部署、職名、氏名、電話番号を電話またはファクス(☎1103)で高齢者安心課へ
申込期限 5月31日(水)

サントリーグループと包括連携協定を締結しました

市は、吉岡町、榛東村および渋川地区広域市町村圏振興整備組合とともに、市内に工場を置くサントリーグループと、包括連携協定を締結しました。

この協定により、環境保全・循環型社会の形成をはじめ、地域振興や教育、防災など、さまざまな分野での連携を図り、地域の発展を推進していきます。

詳しくは、本政策戦略課(☎258554)へ。



「ものづくり企業ガイド」は、市内で製造業を営む企業の情報を無料で登録・掲載している市ホームページのコンテンツです。市から企業情報を発信することで、新規取引や製品開発などの相手先の開拓や

「ものづくり企業ガイド」に企業の情報を載せませんか

企業の技術、製品、就労などを支援します。詳しくは、商工振興課(☎22596)へ。
登録の申し込みはこちら
から



事業者の皆さんへ 事業継続の危機への備えをしましょう

近年、全国各地で発生している大規模自然災害や新型コロナウイルスの流行などが、事業者の事業継続に大きな影響を与える恐れがあります。

定を受けると、次のようなメリットがあります。
▽日本政策金融公庫による低利融資
▽防災・減災設備への税制優遇
▽ものづくり補助金等の助成金の優遇措置など
詳しくは、商工振興課(☎22596)へ。

事業者の皆さんは、防災・減災などの事前対策に関する計画である「事業継続力強化計画」などを策定することで、自然災害や感染症への事前の備えや、事後のいち早い復旧ができるようになります。

「事業継続力強化計画」を策定し、経済産業大臣の認可
中小企業庁のホームページ(制度概要)
中小機構のホームページ(策定支援)



市の職員採用試験を実施します

試験日 ▽1次試験 6月25日(日)
▽2次試験 7月中旬頃

募集職種など 下表のとおり
募集要項 5月15日(月)から人事課および各行政センターで配布するほか、市ホームページ(ID 8549)に掲載します

申込方法 募集要項を確認し、申込期間内に必要書類を人事課に提出してください
申込期間 5月15日(月)～31日(水)の午前8時30分～午後5時15分(窓口受付は、土・日曜日、祝日を除く。郵送は、5月31日(水)の消印有効)
詳しくは、**本人事課(☎2362)**へ。

〈障害のある人の雇用〉 市の臨時職員を募集します

共生社会の実現および障害者の雇用促進を図るため、障害のある人を対象に、市の臨時職員(会計年度任用職員)として勤務していただける人を募集します。

詳しくは、**本人事課(☎2362)**へ。

対象 次のいずれかの手帳の交付を受けている人

- ▷身体障害者手帳
- ▷療育手帳
- ▷精神障害者保健福祉手帳

報酬 時給925円～(事務補助員)

※職種によって異なります

勤務時間 週20～30時間程度

勤務内容 職種や勤務地など、その他の勤務条件は、相談に応じます。人事課に問い合わせてください



◀市ホームページはこちら

採用日	職種	採用人数	受験資格 (日本国籍を有している人で下記の職種別要件を満たす人)
令和5年10月1日付	一般事務	5人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた大学、短期大学、高等学校卒業者など ※各学校の令和5年9月卒業見込みを含む
	一般事務(障害者対象)	若干人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人のうち、昭和48年4月2日以降に生まれた大学、短期大学、高等学校卒業者など ※各学校の令和5年9月卒業見込みを含む
令和6年4月1日付	土木技師	若干人	昭和62年4月2日以降に生まれた大学、短期大学卒業者など ※各学校の令和6年3月卒業見込みを含む ※土木学科卒業など、専門知識を有する人
	建築技師		昭和62年4月2日以降に生まれた大学、短期大学卒業者など ※各学校の令和6年3月卒業見込みを含む ※建築学科卒業など、専門知識を有する人
	保健師		昭和62年4月2日以降に生まれた保健師の資格を取得している人 ※令和6年3月31日資格取得見込みの人を含む

※各職種は一般事務として従事する場合もあります
※令和6年4月1日採用の一般事務などの募集は、別途実施する予定です

5月11日(木)～20日(土) 春の全国交通安全運動期間です

春の全国交通安全運動期間です

■年間スローガン
急いでる 焦る気持ちが
事故を呼ぶ

■サブスローガン
あんぜんは いのちをまもる
だい一步

運動の重点項目①

『**子どもをはじめとする歩行者の安全の確保**』
▽歩行者 道路を横断するときは、手を上げるなどして、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全を確認してから横断しましょう



▽家庭・地域 子どもや高齢者が出かけるときは、自動車などに注意するよう「声かけ」を行います

運動の重点項目②

『**横断歩行者事故などの防止と安全運転意識の向上**』
▽運転者 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう

運動の重点項目③

▽職場・家庭・地域 「飲酒運転などを絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」づくりを促進しましょう

『**自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底**』

▽自転車利用者 自転車保険に必ず加入するとともに、乗車用ヘルメットの着用に努めましょう

▽家庭・学校・職場 乗車用ヘルメットの必要性和安全性についての理解を促すための指導や教育を行います

ホームページID 5589

詳しくは、**本危機管理室(☎22130)**へ。